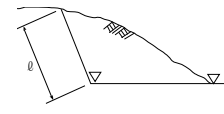
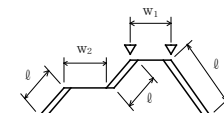
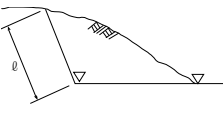
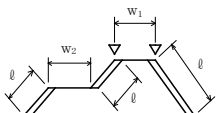


土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対照表

| 平成27年 | 平成28年度(改正) |
|---|---|
| <p>は、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。 <u>(「付表 6. 施工管理基準のとりまとめ様式」に取りまとめて提出する)</u></p> <p>(3) 品質管理 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。 この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。 また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、現場条件等を考慮して必要な試験項目については、<u>監督職員と協議のうえ、実施するものとする。</u>なお、「<u>試験成績表等による確認</u>」に該当する試験項目は、<u>試験成績書やミルシートによって規程の品質(規格値)を満足しているか確認することができるが、必要に応じて現場検収等を実施しなければならない。</u></p> <p>6. 規格値 受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値はすべて規格値を満足しなければならない。</p> <p>7. その他 (1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 情報化施工 10,000m³以上の土工の出来形管理については、「<u>情報化施工技術の使用原則化について</u>」(平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号)及び「<u>T Sを用いた出来形管理要領(土工編)</u>」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)の規定によるものとする。</p> | <p>は、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。 <u>(「付表 6. 施工管理基準のとりまとめ様式」に取りまとめて提出する)</u></p> <p>(3) 品質管理 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。 この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。 また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、現場条件等を考慮して必要な試験項目については、<u>監督職員と協議のうえ、実施するものとする。</u>なお、「<u>試験成績表等による確認</u>」に該当する試験項目は、<u>試験成績書やミルシートによって規程の品質(規格値)を満足しているか確認することができるが、必要に応じて現場検収等を実施しなければならない。</u></p> <p>6. 規格値 受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値はすべて規格値を満足しなければならない。</p> <p>7. その他 (1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 情報化施工 10,000m³以上の土工の出来形管理については、「<u>情報化施工技術の使用原則化について</u>」(平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号)及び「<u>T Sを用いた出来形管理要領(土工編)</u>」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)の規定によるものとする。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>(3) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「<u>レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)</u>」または「<u>空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)</u>」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> </div> |
| 2-4 | 2-4 |

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

| 平成27年度 | | | | | | | | | | |
|----------|---------|-----------------|---|----|-----|-----------------------------------|-------------------------------|--|---|----|
| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工種 | 測定項目 | 規格値 | 測定基準 | 測定箇所 | 摘要 |
| 1 共通編 | 2 土工 | 3 河川・海岸・砂防土工 | 2 | | 掘削工 | 基準高▽ | ±50 | 施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。 |  | |
| | | | | | | 法長ℓ | ℓ<5m -200 ℓ≥5m 法長-4% | | | |
| 1 共通編 | 2 土工 | 3 河川・海岸・砂防土工 | 3 | | 盛土工 | 基準高▽ | -50 | 施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は各法層で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法層で測定。 |  | |
| | | | | | | 法長ℓ | ℓ<5m -100 ℓ≥5m 法長-2% | | | |
| | | | | | | 幅 w ₁ , w ₂ | -100 | | | |

| 平成28年度（改定） | | | | | | | | | | |
|------------|---------|-----------------|---|----|-----------------|-----------------------------------|-------------------------------|--|---|---|
| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工種 | 測定項目 | 規格値 | 測定基準 | 測定箇所 | 摘要 |
| 1 共通編 | 2 土工 | 3 河川・海岸・砂防土工 | 2 | 1 | 掘削工 (面管理の場合) | 基準高▽ | ±50 | 施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。 |  | |
| | | | | | | 法長ℓ | ℓ<5m -200 ℓ≥5m 法長-4% | | | |
| | | | | | | 平均値 個々の計測値 | | | | 1. 3次元データによる出来形管理において「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」または「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内に存在する計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。 |
| 1 共通編 | 2 土工 | 3 河川・海岸・砂防土工 | 3 | 1 | 盛土工 | 基準高▽ | -50 | 施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は各法層で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法層で測定。 |  | |
| | | | | | | 法長ℓ | ℓ<5m -100 ℓ≥5m 法長-2% | | | |
| | | | | | | 幅 w ₁ , w ₂ | -100 | | | |
| | | | | | | 平均値 個々の計測値 | | | | 1. 3次元データによる出来形管理において「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」または「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。 |

単位：mm

単位：mm

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

| 平成27年度 | | | | | | | | | | | |
|----------|---------------------------------|-----------|--------|----|----------------|------|------|--|------|----|-------|
| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工種 | 測定項目 | 規格値 | 測定基準 | 測定箇所 | 摘要 | |
| 1 共通編 | 2 土工 | 4 道路土工 | 2 | | 掘削工 | 基準高▽ | ±50 | 施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)の規定による場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。 | | | |
| | | | | | | 法長ℓ | ℓ<5m | | | | -200 |
| | | | | | | | ℓ≥5m | | | | 法長-4% |
| | | | | | | 幅 | w | | | | -100 |
| 1 共通編 | 2 土工 | 4 道路土工 | 3 4 | | 路体盛土工 路床盛土工 | 基準高▽ | ±50 | 施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)の規定による場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。 | | | |
| 法長ℓ | ℓ<5m | -100 | | | | | | | | | |
| | ℓ≥5m | 法長-2% | | | | | | | | | |
| 幅 | w ₁ , w ₂ | -100 | | | | | | | | | |

単位：mm

| 平成28年度(改定) | | | | | | | | | | | |
|--------------|-----------|-----------|--------|----|----------------------------|---------------|---------------------------------|---|------|----|-------|
| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工種 | 測定項目 | 規格値 | 測定基準 | 測定箇所 | 摘要 | |
| 1 共通編 | 2 土工 | 4 道路土工 | 2 | 1 | 掘削工 | 基準高▽ | ±50 | 施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)の規定による場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。 | | | |
| | | | | | | 法長ℓ | ℓ<5m | | | | -200 |
| | | | | | | | ℓ≥5m | | | | 法長-4% |
| | | | | | | 幅 | w | | | | -100 |
| | | | | 2 | 掘削工 (面管理の場合) | 平均値 個々の計測値 | ±50 ±150 | 1. 3次元データによる出来形管理において「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」または「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内に存在する計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。 | | | |
| 平場 | 標高較差 | ±50 | ±150 | | | | | | | | |
| 法面 (小段含む) | 水平または標高較差 | ±70 | ±160 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 1 共通編 | 2 土工 | 4 道路土工 | 3 4 | 1 | 路体盛土工 路床盛土工 | 基準高▽ | ±50 | 施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)の規定による場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。 | | | |
| | | | | | | 法長ℓ | ℓ<5m | | | | -100 |
| | | | | | | | ℓ≥5m | | | | 法長-2% |
| | | | | | | 幅 | w ₁ , w ₂ | | | | -100 |
| | | | | 2 | 路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合) | 平均値 個々の計測値 | ±50 ±190 | 1. 3次元データによる出来形管理において「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」または「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。 | | | |
| 天端 | 標高較差 | ±50 | ±150 | | | | | | | | |
| 法面 (小段含む) | 標高較差 | ±80 | ±190 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |